

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第68回電力・ガス基本政策小委員会  
議事要旨

日時：令和5年12月26日（火）13：00～15：00

場所：オンライン会議

**出席者**

＜委員＞

山内委員長、秋元委員、松村委員、大橋委員、岩船委員、松橋委員、原委員、四元委員、牛窪委員、村松委員、石井委員、武田委員

＜オブザーバー＞

株式会社エネット 谷口代表取締役社長、電気事業連合会 佐々木副会長、電力広域的運営推進機関 大山理事長、一般社団法人日本ガス協会 早川専務理事、送配電網協議会 山本理事・事務局長、電力・ガス取引監視等委員会 新川事務局長、日本卸電力取引所 金本理事長

＜経済産業省（事務局）＞

小川電力基盤整備課長、筑紫電力産業・市場室長、福田ガス市場整備室長、中富電力基盤整備課電力供給室長

**議題**

- （1）再エネ導入の拡大に向けた今後の自己託送制度の在り方について
- （2）蓄電池への電気の供給の在り方について
- （3）大手電力による不適切事案に係る対応の状況について
- （4）電力システム改革の検証の進め方について

**配付資料**

資料1	議事次第
資料2	委員等名簿
資料3	再エネ導入の拡大に向けた今後の自己託送制度の在り方について
資料4	蓄電池への電気の供給の在り方について
資料5	大手電力による不適切事案に係る対応の状況について
資料6	第3弾改正電気事業法の施行から5年までに実施する電力システム改革の検証の進め方について
参考資料1	（案）自己託送に係る指針の一部を改正する通達
参考資料2	（改正案）【新旧対照表】自己託送に係る指針

## 議事要旨

(1) 再エネ導入の拡大に向けた今後の自己託送制度の在り方について(資料3)

### ●委員コメント:

・自己託送については、組合型自己託送を認めるといった制度変更もあり、行政として自己託送という制度を拡大していくことで、昨今のカーボンニュートラル化や再エネ100を求める事業者を後押ししていこうというような形で制度の拡大をしてきたと認識している。今回紹介のあった事例については、本当の意味で行政が考えていた自己託送の趣旨と整合しないものかもしれないが、一方で、この制度を本当に必要としている事業者も多くいることを念頭に置いていただきたい。例えば、自治体が所有しているゴミ処理場で発電した電気を自らの市や区の役所に供給する形や、ゴミ発電以外の再エネも含めて自らの公共の建物に持ってくるという形が、日本中の自治体においてかなり検討されている。

・オフサイトPPAで代替すればよいというが、オフサイトPPAを行うには、小売電気事業者を介在させなければならないため、地産地消を実現させるためには、地域新電力の創設など大きな手続きが必要となる。現状多くの事業者が自己託送を利用している中でその一部に行政から見て目に余るものがあるといきなりブレーキをかけるというのは、日本全体のカーボンニュートラル化やエネルギーの地産地消にかなり大きな影響が出るのではないかという懸念がある。日本経済や地方創生、カーボンニュートラル化の動きを止めないように対応してほしい。

### ●委員コメント:

・自己託送導入時の議論において、賦課金逃れに使われないようにという委員からの意見があったのを覚えている。賦課金逃れを排除するのは理解するし、意図は賛成するところである。他方、この仕組みを使って創意工夫をした需要家やコンサルも多数いるので、このような形で急に方向転換をすることになると、事業者の予見可能性を損なうことになる。カーボンニュートラルに向けた投資の抑制につながるかという点も懸念される。金融機関においてもこういった自己託送の仕組みをベースに資金融通についてのプランを出していると思うため、方向転換されると金融機関としてもリスクテイクの考え方が変わってきてしまう恐れがある。

・事業者に話を聞くと、厳格化という狙いはもちろん理解はできるが、まだ進め方については疑問点があるとの声がある。財務や会計の観点で考えた際一つ思ったのが、p11の案1について、リースに着目すれば資金を借りてきて自己保有するか、リースでかかる投資はフルペイアウトするもののスキームとしてはリースという形態を取るか、という選択の話といえると思うので、問題となるのは、リースであるため保有していないというスキームの話ではなくて、このスキームそのものを他者が開発して後から自己託送事業者が名義のみ持つといった立て付けが問題であると理解している。p11の記載だとリースである場合は全部不可と見えるため、その部分の見解を伺いたい。

・事業者が右往左往している様子を見ると、もう少しわかりやすく明確なガイドラインが必要だと思う。自己託送に係る指針の改正案についても事業者が自身のスキームを変える必要があるのか、オフサイトPPAで行うべきなのか等、十分な判断材料となるように示してほしい。

### ●委員コメント:

・自己託送は自家発自家消費が原則としてあって、その後東日本大震災など経て、需要家が起点となって電源を確保することや追加性のある形で再エネを導入することなどを目的に、自家発自家消費を延長したものだだったが、3年経過する中で賦課金逃れという制度趣旨に見合わない取り組みが目立ってきて需要家間の公平性に懸念が生じたことを一例として示していただいたのだと思う。こうした賦課金逃れのために自己託送を使う事例を放置しておくことは、需要家負担の観点から制度の信頼性を揺るがしかねないものだと思っている。制度の本来の趣旨に沿わない取り組みまで需要家に負担させることを事前に需要家に了解を取っているわけではないし、制度の運用上規制官庁がしっかり見るということが重要ということだと思う。

・ちなみにこの点は資料にもあるとおり、3年前から知られていた点であり、今回自己託送の趣旨に反する事案を明確化し、厳格に運用するという方向性を打ち出したのは時期遅しだがあるべき方向だと思っている。本来既存の契約にも立ち入るべきだと思うが、まずは新契約に対して運用し、国民負担をできるだけ増やさないということに関して賛成する。電源と需要双方で要件の確定が必要であると思うので、案1と案4を取るの現実的だと思う。案1ではリースでも適切なケースもあることは認識するが、他方で問題の根幹をただすことをまずは最優先して案1で進めること、それで問題があるケースが出てくれば事例を収集し、その後に適切なタイミングで改正を行いつつ、要件の精度を運用の中で高めていくことは現実的な方法だと思う。そのために実務上必要であれば、一度自己託送における受付を停止することもあり得るべきだと思う。

・今回の自己託送の事案は、ある意味制度の考え方を運用上変えてきたものだと思うが、振り返ると震災後自己託送の拡張だけではなくて、当時の観点では競争環境上イコールフットィングとしていれられてきた制度が当時の目的とは異なる形で活用されている例はほかにもあると思う。例えば、常時バックアップや部分供給の緩和などクリームスキミング的な使われ方がされているものがないとはいえないと思う。本来の制度趣旨を逸脱した利用を許すことは結果的に利用者の負担増につながるため、システム改革の検証に当たっては、制度の利用の現状をしっかりと調査し、広域的な観点から制度の改廃の要否について議論の場を作ってもらえたらと思う。

#### ●委員コメント：

・事務局の方向性には賛成。当初の制度趣旨と異なる事案は、賦課金の負担の公平性、賦課金制度の持続性を確保するという観点からは、早急に対策を打つべきと考える。一方で、本来の制度趣旨に基づいて適切に自己託送を実施している事業者に混乱を与えないよう配慮することが非常に大事だと考える。分散型電源の活用が求められている中で、需要家が直接再エネ設備を導入するニーズが拡大しているのは事実なので、その点には留意する必要があるため、指針の改正等を進めつつ、これから想定していなかった実務上の支障や自己託送を認めるのが適切なケースが明らかになった場合は、柔軟に対応するとともに必要に応じて本委員会で協議をさせていただければと思う。

#### ●委員コメント：

・事務局の提案は、合理的な提案だと思うため支持する。もちろんそれが理想的なやり方でないとしても現行のルールの中で目に余る行為を抑えるという案だと思う。ある種の地産地消などをサポートすることの逆方向ではないかという議論もあったが、全くナンセンスだと思う。本質は賦課金逃れなので、

そういったビジネスモデルを後押しするということが自体がおかしいのではないかと。一方で、国民負担が増えるということについてはしっかり考えてほしい。賦課金の負担が減った人がいれば増えた人がいるという点はしっかり考える必要がある。その点で、そもそもこの制度の根本の問題は、なぜ系統利用者だけが賦課金を負担しなければいけないという点であり、自家発自家消費も含めて消費者が等しく負担するというのであれば、こういった問題は起きなかったはず。さらに、自家発自家消費分が賦課金を負担しないことで系統電力の消費者の負担が増えているという構造は、ここで今回問題視されたものと全く同じと考える。今後自家発自家消費まで賦課金の対象を拡大しようという議論が出た際に猛烈に反対するのであれば、本当に公平性について考えているわけではなく、自身または代理人の利益のみを考えているのではないかと疑われかねないと思う。私自身は、大元の議論が本当に正しいのか議論しなければいけないのではないかとと思うが、その議論を始めると、どれだけ時間がかかるかわからなく、今緊急に対応したいという事務局の提案は合理的だと思うため、いずれにせよ事務局提案を支持する。

●委員コメント：

- ・事務局の提案に対しては賛成。ただ、自己託送の制度目的外利用については、自己託送の可否をリスト化等により、わかりやすく明確化する必要があると思う。とにかく制度目的と照らし合わせた上で検討してもらえればと思う。
- ・現に事業を実施している事業者に対しては一定の配慮をするという言葉があったが、どのような配慮をするのかお伺いしたい。
- ・今後の進め方については、なぜこういった原理原則があるのか改めて事前告知をして理解してもらう必要があると思う。

●委員コメント：

- ・善良に事業形成をしようとしている事業者もいる中で、突然今回の小委で論点出しがあり、年末までが期限というのは、切迫感がある。先ほど話しのあった発電場所と需要場所に密接な関係があって、本来の制度趣旨に照らして事業を行おうとしてもリース契約等する場合もある。事務局の主張は理解するが、善良な事業形成を行おうとする事業者に配慮することはできないのか。もしくは経過措置を用いることはできないのか。
- ・その上で他委員がおっしゃるとおり、自家発自家消費も含めて賦課金の対象とするのも長期的な検討課題の一つではあると思う。

●委員コメント：

- ・事務局提案に賛成。
- ・適用時期だが、基本的には、実務上可能な限りで速やかにやっていただくべき。駆け込み需要のことも考えると、こういう形でもう議論がなされているので、この間に猶予期間を設けるとするのは、不適切な事案が増えてくると思うので、そういうのを勘案すると、案Aということで、こちらを賛成する。

●委員コメント：

・事務局提案に賛成。ただ地産地消など自治体の取組などがネガティブにならないように、適切なものであれば問題なしとして整理してほしい。

・ただ系統制約もない限り地産地消自体を目的化することは適切ではないと思うが、再エネを導入するトリガーに自己託送はなっけきつつある。自己託送ではなく PPA を選ぶ際にハードルがあるのであれば、そこも整理して精査していただきたい。

#### ○事務局コメント：

・委員から御指摘いただいた自治体の取組含めて自己託送自体を頭から否定するのか、そうではなくて賦課金逃れを趣旨としたものを問題としていくのかというところを問われているのだと思うが、もちろんそれだけではないと思いつつも賦課金逃れを趣旨とした事例が増えてきていることに対して歯止めをかけることは必要である。委員から自治体のごみ発電の事例の紹介があったが、今すでに事業を開始している自治体について遡及するものではない。他方で、自治体で事業者を作っているようなケースもあり、自治体だからといって必ずしも自己託送というわけではない。制度趣旨を踏まえた事業を実施している事業者に対しては、分かりやすい制度となるよう努力をしていかなければならないと認識している。

・既存の案件について遡及しないというのは、委員からも確認があったところ。その上で、既存の事業者がオフサイト PPA だけが唯一の手段でないとしたときにどういった形で事業を実施していくのかについては、事例を蓄積しながら整理をしていく必要があると理解している。ルールを明確化するという意味でも、QA の作成については準備していきたい。

・委員からクリームスキミングのような事例がないのかという観点で常時バックアップと部分供給を御紹介いただいたが、他の事例も含めて検討し、別の機会に議論させていただきたい。

・委員から御指摘のあった点は、QA を作っていくというのが答えになるかと思う。

・委員から言及があったが、根本的なところについては、手元の取組をまずはしっかり行うということは理解いただけたと思う。そこを踏まえつつ今後の状況をしっかり見ていくということだと思う。

・委員から経過措置について指摘があったと思う。やや拙速ではないという御指摘はあるとは思いますが、足元で今週に入って 150 箇所自己託送の申請があった旨、送配電網協議会から報告を受けた。同一の事業者において、この 1、2 年の間に非常に件数が増えており、本来であれば経過措置を設けるという議論もありうると思うが、負担の公平性の観点からすると難しい部分もあると考えている。元々大量小委で議論した論点でもあるし、こういった事業を行っている事業者のホームページを見ると、制度変更があった場合は事業実施の継続についてはこの限りではないと記載されており、事業者自身も認識していると思うので、年内で現行の制度の受付は一旦停止にする方針にさせていただけないかと考えている。

#### ●オブザーバーコメント：

・自己託送は、資料にもあるとおり、東日本大震災後の需給逼迫を受けて自家発自家消費の延長として認めるという検討趣旨であった。その後、オフサイト PPA と自己託送の関係が議論された 2021 年においても、自己託送の制度趣旨自体を大きく変えるものではなかったと承知している。カーボンニュートラル実現に向け、各事業者が創意工夫の下、様々なビジネスモデルを構築し、サービス展開を図るこ

とは一義的には望ましいと思われる。ただし、自己託送という系統サービスの利用ルールに関してこのたび現状の運用実態を踏まえ要件を厳格化する方針が紹介されたが、一般的な制度変更と比べてスケジュール的にかなり急がれているという率直な感想はありつつも、このたび示された問題意識は理解するものである。今後の再エネ導入拡大に向けたエネルギー政策と自己託送という系統利用の手段が整合的かつ公平に運用されるよう丁寧な議論がなされることを期待している。

○事務局コメント：

・補足すると、2021年に議論した点については、変更はなく、その部分についてはそのまま進めていく。

(2) 蓄電池への電気の供給の在り方について（資料4）

●委員コメント：

・2つ目の論点について議論する際、蓄電池に似た機能を持つ形態（例えばいったん熱や水素として蓄えて発電して戻すもの）もたくさんあると思うので、それらにも配慮するような工夫をしていただき、今後の議論を進めていただきたい。

●委員コメント：

・1つ目の論点について、今回の併設蓄電池等については、それぞれPCSと負荷設備に入りと出で異なる線を引かない限り、完全な確からしさを確保することはできないと思う。その点で事務局提案の要件がどの程度大きな問題を引き起こさずに済むかについては誤差をどの程度許容するかということに依存するし、本資料で検討に至っていない限界事例が出てくる可能性がないとは言い切れないため、一般送配電事業者において問題事例をしっかりと収集・報告いただくことで、今後より良い制度に向けた議論につなげていければと思う。

・2つ目の論点については、間接需要に対する小売電気事業において、間接需要の定義を決めながら議論を進めるという方向性には賛成。

●委員コメント：

・1つ目の論点について異論ない。さらに既存設備の維持や新設投資を促進するために蓄電池に関する事業がビジネスとして成り立つという環境を整備する必要があると考えている。蓄電池ビジネスが今後さらに増加することを念頭に、賦課金の公平性や適切な事業規律を確保しつつも、蓄電池ビジネスの普及活性化の過度な障害にならないよう、今後十分検討していくことを期待する。

(3) 大手電力による不適切事案に係る対応の状況について（資料5）

(4) 電力システム改革の検証の進め方について（資料6）

●委員コメント：

・電力システム改革の検証には、従来議論に参加してきた委員だけではなく、幅広い有識者の声、コンサル、電力中央研究所、エネ研などの声を聴いてほしい。

●委員コメント：

・不祥事については、一般の方も関心があったかと思う。諸々フォローアップが進んでおり、内外無差別も進捗を確認できている。この経過報道なり、報告なりする機会があればよい。電力システムに対する不信感が生じたため、丁寧に説明いただきたい。国からの情報提供については、料金メニューの説明や情報提供できているが、実際にアクセスするかわからないため、誘導するようなバナー等があるとありがたい。

●委員コメント：

・不適切事案については、何度も議論してきたが、所有権分離をすれば今回の事案の解決につながるわけではないと引き続き考えている。システム改革の検証で包括的に検証することには賛成。資料5 p 28に一連の対応の状況等を踏まえつつとある通り、各社や監視等委のモニタリング、電事連、送配協の取組あると思うが、一回だけでなく、何度もお願いしたい。

・資料6については、ヒアリングや勉強会等ぜひ進めていただきたい。システム改革の中で、S+3Eや環境整備などがあげられる。複雑なシステムの中で、全体的な観点で評価は見えていただきたい。市場に依拠して進めているところもあるので、経過措置料金についても検討を進めていただきたい。

●委員コメント：

・資料5については、特に需要家に対する情報提供はありがたい。昨今のエネルギー価格の高騰、CNなど中小企業にも意識が高まっている中で、情報開示はわかりやすくあってほしい。需要家が知るべき情報は、HPのみならず、QRや紙媒体のパンフレットなど取り組みを進めてほしい。国からの情報提供については、ブラッシュアップをお願いしたい。

●委員コメント：

・資料6について、今回の検証では震災後の電力システム改革の全体を振り返るもの。同時に状況の変化に伴い、S+3Eを確保できていたのか検証が重要。エネ基に基づく実施状況についても、電力システムの中で分散型エネルギーを効率的に活用することは重要で、再エネ主電源化に資するもの。災害に強い制度や脱炭素にもつながる。俯瞰的、横断的な検証を進めてほしい。

●委員コメント：

・資料5について、所有権分離は、解決策にならないのはそのとおりだと思う。資料6については、脱炭素の中でシステムを検証いただくことに異論はない。競争市場環境の整備では、電源の活用など変化があり、電源の立地や地域との関係性も変化されていく。内外無差別も進められているが、脱炭素化の進展の中で新規電源の活用を考えることは必要。電源の退役も見込まれる。安定供給のための供給力確保策についても挙げられているが、電源を維持していく、投資回収の予見性から脱炭素オークションのインセンティブを持たせることも重要。新たな投資を見込むことを重要。投資回収の予見性から脱炭素オークションが進められるが、このインセンティブも議論していく必要あり。エネルギー基本計画も議論していく中で、システム検証もバランスを取りながら大きな視点で議論していくことが重要。

●委員コメント：

・資料5の不適切事案については、監視委が対応しているという認識。資料6について、電力システム改革において、様々な場で議論されてきたが、異なる制度によって干渉しあうことや予想よりも大きく進んだ取組などわかりやすく伝えてほしい。海外の事例を参考に自由化という文脈で設計していく中で、燃料調達などの日本の特殊性を踏まえたうえでの制度設計であったのか。自由化の理念が優先されていたところもあり。脱炭素についても入り口から議論していたことではない。想定しなかったことが起きている。現在足元の事業環境、国際環境に移行していることを前提に議論していくべき。

●オブザーバーコメント：

・資料5について、情報漏洩事案について実地ヒアリングを実施。監視委としてもシステムやコンプライアンスなど今後も密に状況を確認。制度的な対応を踏まえての措置は資料4のp5でも記載。  
・記載はないが、電力カルテル事案について、本年1年間、監視委でフォローアップ。教育や研修、内部監査の状況等確認していく。

●オブザーバーコメント：

・資料5について、非公開情報の漏洩の対応については、各社の対応に加えて、電事連でも確認、各社のフィードバックを進めている。今後もコンプライアンスの徹底を進めていく。送配電部門の所有権分離については、送配電会社の中立性を確保することを前提に、社会的コストなど多様な点を考慮して、法的分離されてきたもの。そうした経緯を踏まえて慎重に議論していくべき。発電分離については各事業者の自由に選択可能で妥当なもの。引き続き内外無差別な卸取引については進めていきたい。需要家への情報提供については、小売事業者からの情報提供は需要家に正しく認識いただくために重要。p21において、申し込み者の知識や経験について事業者が把握することは具体的な実施内容のイメージを把握するのは難しい。今回は魅力的なサービスを提供するもの、そのルールを定めるものと認識。

●オブザーバーコメント：

・資料6について、多様な料金メニューなど多様な需要家に届いているか、小売事業者は内外無差別な電源調達についてその仕入れ面の環境がどうなっているか、ヘッジなど流動性などの適切な環境が整っているか、多様な事業者の声を聴き、社会的な問題や仕組み上の問題について多面的に検証すべき。CNなどによる脱炭素オークションなど過去に想定しなかった制度が生まれている。アンケートに基づく再エネを利用できない理由はやはり価格水準。カーボンニュートラルの普及に影響を及ぼしかねないので検討いただきたい。

○事務局コメント：

・資料5について、不適切な事案の対応について、対応状況など一般の方に触れられるように情報提供していく。国からの情報提供の部分についても、多様な方に情報に触れていけるようにHPを一回作って終わりだけではなく、使いやすい、わかりやすい情報提供に取り組んでいく。規制改革会議から御指摘いただいた所有権分離などは直接的な解決につながらない、引き続き検討というところもあるので、色々材料をそろえて議論に備えたい。

・資料6について、進め方の紹介にとどまっている。個別の政策テーマについて言及いただいたところもあり、委員会に参加していない専門家にも意見をいただき、幅広く議論していく。個別にも進め方について検討を進めていき、このような場においてコンセンサスを取っていきたい。

・脱炭素の部分は、10年前には自由化が当時キーワードだったが、カーボンニュートラルに対する重みは世界的にも産業界や一般の方々にもミッションとしてかかっている。2050年のカーボンニュートラルに向かっていくように準備を進めたい。